

BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定改定のお知らせ（2024年11月25日改定）

以下の通り、BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「利用規定」ページ (<https://corporate.bk.mufg.jp/application/kitei.html>) よりご確認ください。

改定日 2024年11月25日（月）

改定対象利用規定および改定内容

■BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定

| 項番 | 改定場所 | 改定後 | 改定前 |
|----|-----------------|---|--|
| 1 | 最終改定日 | (2024年11月25日最終改定) | (2022年10月9日最終改定) |
| 2 | 第2条 本サービスの内容 | <p>1. 本サービスには、以下のサービスがあります。お客さまは、ご契約されるBizSTATIONにつき、第1号のANSERサービス類型または第2号の全銀サービス類型のうち、いずれか一つのサービスを選択するものとします。なお、第1号および第2号の各サービス類型の両者から、いずれか一つのサービスをそれぞれ選択することもできるものとします。ただし、第2号の全銀サービス類型のうち③を選択する場合、第1号のANSERサービス類型を選択することはできません。</p> <p>(1) ANSERサービス類型 ①ANSER-HT (VALUX) サービス ②ANSER-SPC (VALUX) サービス ③ANSER-CLAサービス</p> <p>(2) 全銀サービス類型 ①全銀VALUXサービス ②全銀ADPサービス ③全銀ADPサービス (仕向送金受付 (外為XML))</p> | <p>1. 本サービスには、以下のサービスがあります。お客さまは、ご契約されるBizSTATIONにつき、第1号のANSERサービス類型または第2号の全銀サービス類型のうち、いずれか一つのサービスを選択するものとします。なお、第1号および第2号の各サービス類型の両者から、いずれか一つのサービスをそれぞれ選択することもできるものとします。</p> <p>(1) ANSERサービス類型 ①ANSER-HT (VALUX) サービス ②ANSER-SPC (VALUX) サービス ③ANSER-CLAサービス</p> <p>(2) 全銀サービス類型 ①全銀VALUXサービス ②全銀ADPサービス</p> |
| 3 | 第2条 本サービスの内容 | <p>3. 第1項第2号①に定める全銀VALUXサービスまたは同②に定める全銀ADPサービスを選択されたお客さまは、お申込み内容に応じて、VALUXまたはAnserDATAPORTを経由してBizSTATIONに接続し、以下に定める円預金サービスおよび外為サービスを利用することができ、それに付随してそれらサービスによる取引の結果をBizSTATION画面上で確認することなどこれに付随するサービスを利用することができます。また、第1項第2号③に定める全銀ADPサービス (仕向送金受付 (外為XML)) を選択されたお客さまは、AnserDATAPORTを経由してBizSTATIONに接続し、以下に定める外為サービスのうちの「仕向送金受付」(当行所定のXMLフォーマットでの送受信によるサービス)を利用することができ、それに付随してそのサービスによる取引の結果をBizSTATION画面上で確認することなどこれに付随するサービスを利用することができます。</p> <p>(1) 円預金サービス ①「総合/給与振込」 ②「口座振替」 ③「取引通知」 ④「ファイル送受信」</p> <p>(2) 外為サービス ①「仕向送金受付」 ②「輸入信用状受付」 ③「外為取引通知」</p> | <p>3. 第1項第2号に定める全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービスを選択されたお客さまは、お申込み内容に応じて、VALUXまたはAnserDATAPORTを経由してBizSTATIONに接続し、以下に定める円預金サービスおよび外為サービスを利用することができ、それに付随してそれらサービスによる取引の結果をBizSTATION画面上で確認することなどこれに付随するサービスを利用することができます。</p> <p>(1) 円預金サービス ①「総合/給与振込」 ②「口座振替」 ③「取引通知」 ④「ファイル送受信」</p> <p>(2) 外為サービス ①「仕向送金受付」 ②「輸入信用状受付」 ③「外為取引通知」</p> |
| 4 | 第3条 利用申込 | <p>6. お客さまは、全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービス等(全銀ADPサービスおよび全銀ADPサービス (仕向送金受付 (外為XML))) を総称して「以下同じです。」)を利用するにあたって、当行所定のサービスに限り、当行所定の方法により、お客さま・当行間で接続テストを実施することができます。</p> | <p>6. お客さまは、全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービスを利用するにあたって、当行所定のサービスに限り、当行所定の方法により、お客さま・当行間で接続テストを実施することができます。</p> |
| 5 | 第3条 利用申込 | <p>7. 本サービスのお申込みの際に全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービス等をご選択されるお客さまは、お申込みにあたり、お客さまセンター確認コードを登録いただくものとします。ご登録いただくお客さまセンター確認コードの数は、当行所定の数を越えることはできません。かかる制限の範囲の下、ご登録されるお客さまセンター確認コードの数が当行所定の課金対象登録数以上となる場合には、当行は、その登録数に応じてお客さまから当行所定の手数料をいただきます。</p> | <p>7. 本サービスのお申込みの際に全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービスをご選択されるお客さまは、お申込みにあたり、お客さまセンター確認コードを登録いただくものとします。ご登録いただくお客さまセンター確認コードの数は、当行所定の数を越えることはできません。かかる制限の範囲の下、ご登録されるお客さまセンター確認コードの数が当行所定の課金対象登録数以上となる場合には、当行は、その登録数に応じてお客さまから当行所定の手数料をいただきます。</p> |
| 6 | 第4条 利用手数料等 | <p>3. 第10条第2項に定める外為サービスによる外国送金依頼 (かかる外国送金依頼に基づく外国送金取引および国内資金移動取引を総称して「資金移動取引」といいます。) および輸入L/C発行依頼・条件変更依頼の外国為替取引については、当行所定の外国為替手数料をいただきます。外国為替手数料は当行処理時点の外国為替手数料体系が適用されるものとします。外為サービスによる外国為替取引に関し、外国送金取引もしくは輸入L/C発行・条件変更依頼の外国為替手数料、または他行からの手数料請求等新たに発生した外国為替手数料は、あらかじめ「自動振替依頼書」を届け出されている場合を除き、発生の都度、当該手数料を代表口座または当行所定の方法によりお届けいただいた口座から引落とします。</p> | <p>3. 第10条第2項に定める外為サービスによる外国送金依頼 (かかる外国送金依頼に基づく外国送金取引および国内資金移動取引を総称して「資金移動取引」といいます。) および輸入L/C発行依頼・条件変更依頼の外国為替取引については、当行所定の外国為替手数料をいただきます。外国為替手数料は当行処理時点の外国為替手数料体系が適用されるものとします。外為サービスによる外国為替取引に関し、外国送金取引もしくは輸入L/C発行・条件変更依頼の外国為替手数料、または他行からの手数料請求等新たに発生した外国為替手数料は、あらかじめ「自動振替依頼書 (外国為替関係利息・手数料等)」を届け出されている場合を除き、発生の都度、通帳・私帳請求書・カードまたは小切手の提出なしに、当該手数料を代表口座または当行所定の方法によりお届けいただいた口座から引落とします。但し、仕向送金代り金の一部または全部を円預金から引落とす場合、外国為替手数料は仕向送金代り金を引落とす円口座から同時に引落とします。</p> |
| 7 | 第5条 本人確認 | <p>(4) 全銀ADPサービス仕向送金受付 (外為XML) 取引依頼にあたり当行が受信したお客さまセンター確認コードに対応するBasic認証パスワード (pain.001用) およびBasic認証パスワード (pain.002用) と、本サービス申込にあたりお客さまから届出いただいたBasic認証パスワード (pain.001用) およびBasic認証パスワード (pain.002用) との一致を確認することにより、本人確認を行います。ただし、上記の確認に加えて、本サービスにつきデータ照合の承認方法が選択された場合には、当行が受信した照合識別コードと本サービス申込にあたりお客さまから届出いただいた照合識別コードとの一致を確認することにより本人確認を行います。</p> | (条項追加) |

BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定改定のお知らせ (2024年11月25日改定)

| | | | |
|----|--------------|---|---|
| 8 | 第5条 本人確認 | (5) BizSTATION画面上での承認・確認等 第1号から第4号までにかかわらず、本サービスのうち当行所定のサービスにつきWeb承認の承認方法が選択された場合に当該サービスにおいてWeb承認の操作を行うとき、本サービスによる取引の結果をBizSTATION画面上で確認するとき、その他BizSTATION画面上で操作を行うときには、BizSTATION利用規定第4条に定める方法によって本人確認を行います。 | (4) BizSTATION画面上での承認・確認等 第1号から第3号までにかかわらず、本サービスのうち当行所定のサービスにつきWeb承認の承認方法が選択された場合に当該サービスにおいてWeb承認の操作を行うとき、本サービスによる取引の結果をBizSTATION画面上で確認するとき、その他BizSTATION画面上で操作を行うときには、BizSTATION利用規定第4条に定める方法によって本人確認を行います。 |
| 9 | 第5条 本人確認 | 2. 当行が前項の方法に従って本人確認をして取引したうちは、照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号、VALUX接続ID、ARS番号、お客さまセンター確認コード、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、 Basic認証パスワード (pain.001用) 、 Basic認証パスワード (pain.002用) 、照会識別コード、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。これら振込振替暗証番号などの情報は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。 | 2. 当行が前項の方法に従って本人確認をして取引したうちは、照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号、VALUX接続ID、ARS番号、お客さまセンター確認コード、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、照会識別コード、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。これら振込振替暗証番号などの情報は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。 |
| 10 | 第5条 本人確認 | 3. お客さまが照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号、VALUX接続ID、ARS番号、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、 Basic認証パスワード (pain.001用) 、 Basic認証パスワード (pain.002用) 、照会識別コード、利用者ID、ログインパスワード、または 取引実行パスワード を変更される場合には当行所定の手続により届け出てください。 | 3. お客さまが照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号、VALUX接続ID、ARS番号、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、照会識別コード、利用者ID、ログインパスワード、 取引実行パスワード または 照会識別コード を変更される場合には当行所定の手続により届け出てください。 |
| 11 | 第5条 本人確認 | 4. お客さまが、振込振替暗証番号、確認暗証番号、VALUX接続ID、ARS番号、お客さまセンター確認コード、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、 Basic認証パスワード (pain.001用) 、 Basic認証パスワード (pain.002用) 、照会識別コード、契約者番号、利用者ID、ログインパスワードまたは 取引実行パスワード を失念、紛失、または盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。 | 4. お客さまが、振込振替暗証番号、確認暗証番号、VALUX接続ID、ARS番号、お客さまセンター確認コード、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、照会識別コード、契約者番号、利用者ID、ログインパスワードまたは 取引実行パスワード を失念、紛失、または盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。 |
| 12 | 第5条 本人確認 | 5. 本サービスの利用について届出と異なる照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、 Basic認証パスワード (pain.001用) 、 Basic認証パスワード (pain.002用) 、照会識別コード、ログインパスワードまたは 取引実行パスワード の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該暗証番号等の利用を停止します。当該暗証番号等の利用を再開するには、当行所定の手続をとってください。 | 5. 本サービスの利用について届出と異なる照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号、伝送パスワード、ファイルアクセスキー、照会識別コード、ログインパスワードまたは 取引実行パスワード の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該暗証番号等の利用を停止します。当該暗証番号等の利用を再開するには、当行所定の手続をとってください。 |
| 13 | 第5条 本人確認 | 6. お客さまに次の事由が一つでも生じた場合は、当行は第三者による不正使用等による被害を防止するために、なんらの通知・催告なくして、お客さまの照会用暗証番号、伝送パスワード、 Basic認証パスワード (pain.001用) または ログインパスワードの利用を停止すること（以下「パスワードロック」といいます。）ができます。この場合、お客さまは、当行所定の方法により届け出ることにより、パスワードロックを解除することができます。なお、お客さまは、パスワードロック中も本サービス利用手数料および消費税を支払うものとします。 | 6. お客さまに次の事由が一つでも生じた場合は、当行は第三者による不正使用等による被害を防止するために、なんらの通知・催告なくして、お客さまの照会用暗証番号、伝送パスワードまたはログインパスワードの利用を停止すること（以下「パスワードロック」といいます。）ができます。この場合、お客さまは、当行所定の方法により届け出ることにより、パスワードロックを解除することができます。なお、お客さまは、パスワードロック中も本サービス利用手数料および消費税を支払うものとします。 |
| 14 | 第6条 取引の依頼 | 2. サービス指定口座の届出 (2) 全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービス等においては、BizSTATION利用規定に従い届出がなされたサービス指定口座をもって、かかるサービスの利用する口座とし、当行は、かかる口座を本サービスのサービス指定口座として登録します。ただし、円預金サービス「取引通知」、円預金サービス「総合／給与振込」のうち振込代理事務関連取引および外為サービス「外為取引通知」については、かかるサービスに利用する口座をサービス指定口座として当行所定の申込書により届け出てください。また、円預金サービス「総合／給与振込」のうち特別徴収地税納入取引については、代表口座以外を引落口座とする場合には、かかるサービスに利用する口座をサービス指定口座として当行所定の申込書により届け出てください。当行は、届出の内容に従い本サービスのサービス指定口座として登録します。 | 2. サービス指定口座の届出 (2) 全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービスにおいては、BizSTATION利用規定に従い届出がなされたサービス指定口座をもって、かかるサービスの利用する口座とし、当行は、かかる口座を本サービスのサービス指定口座として登録します。ただし、円預金サービス「取引通知」、円預金サービス「総合／給与振込」のうち振込代理事務関連取引および外為サービス「外為取引通知」については、かかるサービスに利用する口座をサービス指定口座として当行所定の申込書により届け出てください。また、円預金サービス「総合／給与振込」のうち特別徴収地税納入取引については、代表口座以外を引落口座とする場合には、かかるサービスに利用する口座をサービス指定口座として当行所定の申込書により届け出てください。当行は、届出の内容に従い本サービスのサービス指定口座として登録します。 |
| 15 | 第6条 取引の依頼 | 3. 依頼内容の確定 (1) 本サービスにかかる取引の依頼は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送付する方法によって行うものとします。このデータ送付が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行所定の方法により当行による受付が完了した時点で当該取引の依頼内容が確定したものととし、各取引の手続を行います。ただし、全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービス等に関して、本サービスのうち当行所定のサービスにつきWeb承認の承認方法が選択された場合には、上記のデータ送付の後に、BizSTATION画面上で承認操作が必要となります。かかる承認操作にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものととし、各取引の手続を行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。 | 3. 依頼内容の確定 (1) 本サービスにかかる取引の依頼は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送付する方法によって行うものとします。このデータ送付が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行所定の方法により当行による受付が完了した時点で当該取引の依頼内容が確定したものととし、各取引の手続を行います。ただし、全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービス等に関して、本サービスのうち当行所定のサービスにつきWeb承認の承認方法が選択された場合には、上記のデータ送付の後に、BizSTATION画面上で承認操作が必要となります。かかる承認操作にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものととし、各取引の手続を行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。 |
| 15 | 第6条 取引の依頼 | 3. 依頼内容の確定 (3) 全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービス等に関して、本サービスにつきデータ照合の承認方法が選択された場合、お客さまは、データ送信日の当行所定の期限まで（ただし、全銀ADPサービス（ 仕向送金受付（外為XML） ）は データ送信日以降の当行所定の期限まで ）にデータ照合の承認を行うものとし、かかるデータ照合の承認がなされた日をもって、前号の当行受付日とします。また、Web承認の承認方法が選択された場合には、上記のデータ送付の後に、BizSTATION画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答することにより承認を行うものとし、この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われて当行が受信した日をもって、前号の当行受付日とします。 | 3. 依頼内容の確定 (3) 全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービス等に関して、本サービスにつきデータ照合の承認方法が選択された場合、お客さまは、データ送信日の当行所定の期限まで（ただし、全銀ADPサービス（ 仕向送金受付（外為XML） ）は データ送信日以降の当行所定の期限まで ）にデータ照合の承認を行うものとし、かかるデータ照合の承認がなされた日をもって、前号の当行受付日とします。また、Web承認の承認方法が選択された場合には、上記のデータ送付の後に、BizSTATION画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答することにより承認を行うものとし、この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われて当行が受信した日をもって、前号の当行受付日とします。 |

BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定改定のお知らせ（2024年11月25日改定）

| | | | |
|----|-------------------|---|---|
| 16 | 第10条 外為サービス | <p>1. 内容 全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービスにおける外為サービスを選択されたお客さまは、お申込内容に応じて、第2項に定める外為サービス「仕向送金受付」、第3項に定める外為サービス「輸入信用状受付」および第4項に定める外為サービス「外為取引通知」をご利用いただくことができます。全銀ADPサービス（仕向送金受付（外為XML））を選択されたお客さまは、第2項に定める外為サービス「仕向送金受付」（当行所定のXMLフォーマットでの送受信によるサービス）をご利用いただくことができます。</p> | <p>1. 内容 全銀VALUXサービスまたは全銀ADPサービスにおける外為サービスを選択されたお客さまは、お申込内容に応じて、第2項に定める外為サービス「仕向送金受付」、第3項に定める外為サービス「輸入信用状受付」および第4項に定める外為サービス「外為取引通知」をご利用いただくことができます。</p> |
| 17 | 第10条 外為サービス | <p>2. 外為サービス「仕向送金受付」 （6）BizSTATION外為サービス利用規定の適用 外為サービス「仕向送金受付」については、前各号に定めるもののほか、BizSTATION外為サービス利用規定第8条第4項、第5項第1号ただし書き、第5項第2号から第4号まで、第6項、第7項および第8項第1号から第3号を適用します。その場合において、BizSTATION外為サービス利用規定第8条第4項第5号の「Biz外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税」と読替えます。</p> | <p>2. 外為サービス「仕向送金受付」 （6）BizSTATION外為サービス利用規定の適用 外為サービス「仕向送金受付」については、前各号に定めるもののほか、BizSTATION外為サービス利用規定第8条第4項、第5項第1号ただし書き、第5項第2号から第4号まで、第6項、および第7項第1号から第3号までを適用します。その場合において、BizSTATION外為サービス利用規定第8条第4項第5号の「Biz外為規定第3条に定めるサービス利用手数料および消費税」と読替えます。</p> |
| 18 | 第11条 サービスの取止め等 | <p>1. サービスの取止め お客さまは、当行所定の方法により本サービスの第2条第1項第1号の①から③まで、第2条第3項第1号の①から④までおよび第2号の①から③までの全部または一部を取り止めることができます。ただし、本サービスを取り止めるときまでに処理が完了していない取引依頼がある場合には、当該依頼の取消を行ったうえでなければ本サービスを取り止めることはできないものとします。すでに当行あて依頼済の輸入/L/C発行・条件変更依頼については、発行希望日前に第2条第3項第2号②のサービスを取止めた場合といえども処理をいたします。なお、全銀ADPサービス（仕向送金受付（外為XML））については、当該サービスのみの取止めはできず、その利用を取り止めようとする場合には、お客さまはBizSTATIONを解約するものとします。ただし、全銀ADPサービス（仕向送金受付（外為XML））を取り止めるときまでに処理が完了していない取引依頼がある場合には、当該依頼の取消を行ったうえでなければBizSTATIONを解約して全銀ADPサービス（仕向送金受付（外為XML））を取り止めることはできないものとします。</p> | <p>1. サービスの取止め お客さまは、当行所定の方法により本サービスの第2条第1項第1号の①から③まで、第2条第3項第1号の①から④までおよび第2号の①から③までの全部または一部を取り止めることができます。ただし、本サービスを取り止めるときまでに処理が完了していない取引依頼がある場合には、当該依頼の取消を行ったうえでなければ本サービスを取り止めることはできないものとします。すでに当行あて依頼済の輸入/L/C発行・条件変更依頼については、発行希望日前に第2条第3項第2号②のサービスを取止めた場合といえども処理をいたします。</p> |